

## 歌舞伎町「風俗案内所」を規制する条例の制定を求める意見書

最近、歌舞伎町地域では、ファッションヘルスやキャバクラ等を利用しようとする者に対して情報を提供する、いわゆる風俗案内所が増加しています。

この風俗案内所は、歡樂的な雰囲気を通じて過度に助長し、周辺店舗との調和を無視した華やかな装飾電球の点滅や、店内案内の騒音などで、来街者や住民に強い不快感を与えています。また、これら風俗案内所は、店内にホステスの写真等を掲示し、一部ではそれが外部から見えるなど、青少年の健全育成や安全・安心なまちづくりの観点からも大きな問題となっています。

こうした現状に対し、地域住民や来街者からは、多くの苦情が寄せられています。これをそのまま放置すれば、違法な風俗営業を助長し、歌舞伎町地域の安全・安心を阻害するおそれがあります。

しかしながら、現在、これを有効に規制する条例がないことから、新宿区役所周辺にも風俗案内所が開設されている状況です。

新宿区役所には、教育委員会や子ども家庭課など青少年の健全育成や子育て支援を所管する中枢組織があり、図書館分室もあります。こうした点を考慮すると、新宿区役所周辺を風俗案内所の開設の規制区域に指定することがぜひとも必要です。また、これとあわせて、学校、図書館、児童福祉施設、病院などの施設周辺についても、風俗案内所の開設の規制区域に指定する必要があります。

新宿区議会では、新宿区が地元商店街や関係行政機関等と一体となって進めている「歌舞伎町ルネッサンス」を強力に支援するためにも、風俗案内所の開設を規制し、安全・安心の歌舞伎町をつくり、青少年の健全な成長に寄与する条例の制定を、東京都に強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年12月6日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて